

広島市障害者住宅改造費 補助のご案内

広島市では、障害者の日常生活の利便性の向上を図るため、住宅の改造に要する費用を補助しています。

この補助制度の利用については、以下の説明をよくお読みいただいた上で、着工前にお申し込み下さい。

1 補助を受けることのできる方

広島市内に住所を有し、次に掲げるいずれかに該当する方で、生計中心者の申請した年度（４月から６月までは前年度）の市民税所得割額の年額が９万円以下の世帯に属する方（介護保険の被保険者の場合、要介護（支援）認定申請をして非該当となった方に限ります。）。

- ① 身体障害者手帳をお持ちで障害種別いずれかの程度が１～４級の方
- ② 療育手帳をお持ちでその障害の程度が㊦又はＡの方
- ③ 精神保健福祉手帳をお持ちでその障害の等級が１級の方（④に掲げる者を除く）
- ④ 発達障害者のうち、聴覚過敏により防音工事が必要と認められる方
- ⑤ 難病患者等であって、日常生活用具の住宅改修の給付対象者のうち、住宅の改造が特に必要と認められる方

※ 既に広島市高齢者住宅改修費補助を受けている方は補助対象外となります。

2 補助の対象・条件

① 補助額

補助額＝②基準額×③補助率（１，０００円未満切り捨て） です。

② 基準額

改造に要する工事費用と８０万円を比較して少ない方の額が基準額になります。

ただし、次のいずれかに該当する場合、記載している方法で基準額を計算します。

ア 以前に他の制度で改修費補助を受けている方

- ・ 障害者（児）日常生活用具給付事業または難病患者等日常生活用具給付事業の住宅改修費の給付を受けたことがある場合

「工事費用」と「以前に受給した住宅改修費の対象額（上限２０万円）を８０万円から差し引いた額」を比較して少ない方の額が基準額

- ・ 介護保険法の住宅改修費の支給を受けたことがある場合

「工事費用」と「以前に受給した住宅改修費の支給額に９０分の１００を乗じた額を８０万円から差し引いた額」を比較して少ない方の額が基準額

イ 同時に他の制度の改修費補助と障害者住宅改造費補助を申請する方

- ・ 障害者（児）日常生活用具給付事業のまたは難病患者等日常生活用具給付事業の住宅改修費を含む場合

「工事費用」と「８０万円」を比較して少ない方の額から住宅改修費の対象額（上限２０万円）を差し引いた額が基準額

- ・ 介護保険法の住宅改修費の支給額を含む場合

「工事費用」と「８０万円」を比較して少ない方の額から住宅改修費の支給額に９０分の１００を乗じて得た額を差し引いた額が基準額

③ 補助率

対 象 世 帯 の 区 分	補 助 率
生 活 保 護 世 帯 等	５／５
生計中心者が市民税非課税世帯	３／５
上 記 以 外 の 世 帯	２／５

④ 補助の対象とならない工事

- ・ 住宅の新築、改築、増築、購入等に伴い行われる改造工事
- ・ 障害者の日常生活の利便性の向上や介護者の負担軽減に直接関係ない改造工事

⑤ 補助の制限

住宅改造費の補助は、原則１回とします。

3 申請手続き

① 申請期間 随時（原則として、工事着手前に申請が必要です。）

② 申請場所 お住まいの区の区役所厚生部福祉課

③ 申請に必要な書類

提出書類	備考
① 障害者住宅改造費補助申請書	所定の用紙
② 工事費用の積算がわかる見積書	工事内容ごとに金額等が記載されたもの
③ 工事内容を明らかにする平面図	簡易な工事の場合は省略可
④ 工事着手前の状況を明らかにする写真等	
⑤ 住宅の所有者等の工事承諾書と当該住宅の賃貸借契約書の写し	借家等の場合
⑥ 発達障害診断書兼住宅改造についての医師意見書	発達障害者が聴覚過敏による防音工事を行う場合

4 補助の決定

申請書等の内容を審査のうえ、補助の諾否を決定し、お知らせします。
補助決定の後に工事に着手してください。

5 補助金の交付

補助金は、工事完了後に交付します。
補助金の交付に際しては、次の書類が必要となります。

提出書類	備考
① 障害者住宅改造工事完了届	所定の用紙
② 工事完了後の写真等	
③ 障害者住宅改造費補助金交付請求書	所定の用紙
④ 施工業者の工事代金請求書の写し	

6 支払終了後の届出

施工業者への支払いが終わりましたら、工事代金の領収書の写しを提出してください。

7 障害者（児）日常生活用具給付事業の住宅改修制度

日常生活を営むのに著しく支障のある在宅の身体障害者（児）（下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による移動機能障害の方及び難病患者等のうち在宅で療養可能な程度に症状が安定していると医師に判断されている方）が、居住する住宅に手すりの取付けや段差解消などの小規模な住宅改修を行ったときには、国が定める基準額の範囲内でその費用が給付されます。（市民税課税額等に応じて自己負担があります。）

詳細は、下記の各区役所厚生部福祉課障害福祉係へお問い合わせください。

8 問い合わせ・申込み先

各区役所厚生部福祉課障害福祉係

区	電話番号	ファックス番号
中	５０４－２５８８	５０４－２１７５
東	５６８－７７３４	５６８－７７８１
南	２５０－４１３２	２５４－９１８４
西	２９４－６３４６	２９４－６３１１
安佐南	８３１－４９４６	８７９－８５６５
安佐北	８１９－０６０８	８１９－０６０２
安芸	８２１－２８１６	８２１－２８３２
佐伯	９４３－９７６９	９２３－１６１１

※ 介護保険の住宅改修費制度については、高齢介護係へお問い合わせください。